

岩手県告示第 169 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 一関北上線
 - (2) 供用開始の区間 一関市舞川字館ノ越 74 番 4 地先から字梅木 45 番 6 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 3 日から同年 4 月 3 日まで
- 2 (1) 路線名 岩泉平井賀普代線
 - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村明戸 321 番 2 地先から 324 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 3 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 3 日から同年 4 月 3 日まで
- 3 (1) 路線名 二戸一戸線
 - (2) 供用開始の区間 二戸郡一戸町高善寺字野田 29 番地先から一戸字砂森 158 番 2 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 6 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 3 日から同年 4 月 3 日まで